

衆議院 第二回國會議決 算委員會會議錄 第二十二号

昭和二十三年六月二十六日(土曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 松原一善君

理事 富田 昭君 理事 竹谷源太郎君

理事 中曾根康弘君

大上 司君 樋貝 詮三君

松本 一郎君 宮崎 靖君

片島 港君 河合 義一君

辻井民之助君 戸叶 里子君

矢野 政男君 中垣 國男君

櫻内 義雄君 田中 健吉君

木村 榮君

出席國務大臣 船田 享二君

出席政府委員 田中己代治君

經濟安定本部 田中己代治君

部副長官 國垣耕一郎君

總理廳事務官 司波 實君

經濟警察官 前田 克己君

總理廳事務官 佐藤 功君

總理廳事務官 菊山 嘉男君

總理廳事務官 喜多治郎君

委員外の出席者

專門調査員 大久保忠文君

六月二十六日委員田中源三郎君辭任に

つき、その補欠として櫻内義雄君が議

長の指名で委員に選任された。

六月二十五日

中央出先機關閉止の陳情書外十五件

(三重縣議會長小切間重三郎外十

五名)(第九五二号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

經濟警察廳法案(内閣提出)(第六〇

号)

建設省設置法案(内閣提出)(第二二

七号)

厚生省官制の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第一七六号)

行政管理廳設置法案(内閣提出)(第

一七九号)

○松原委員長 開會いたしました。

本日はこより去る二十三日付託と

なりました行政管理廳法案を議題と

し、政府の説明を伺います。船田國務

大臣。

行政管理廳設置法案

行政管理廳設置法

(設置)

第一條 この法律により、總理廳の

外局として、行政管理廳を設置す

る。

(所掌事務及び権限)

第二條 行政管理廳の所掌事務の範

囲は、左の通りとし、その権限の

行使は、その範圍内で法律(法律に

基く命令を含む。)に従つてなされ

なければならない。

一 行政制度一般に關する基本的

事項を企画すること。

二 行政機關の機構、定員及び運

營の総合調整を行うこと。

三 行政機關の機構、定員及び運

營に關する調査、企画、立案及

び勧告を行うこと。

四 各行政機關の機構の新設、改

正及び廃止並びに定員の設置、

増減及び廃止に關する審査を

行うこと。

五 各行政機關の行政運営に關す

る監督を行うこと。

六 所掌事務に關する統計及び資料

の収集、整理及び編集を行うこと。

二 前項の所掌事務は、人事委員會

に對する關係においては、これを

適用しないものとし、且つ、他の

法令により人事委員會、法務廳及

び會計検査院の所掌に屬せしめら

れた事務を含まないものとする。

(内部部局)

第三條 行政管理廳に長官官房及び

左の二部を置く。

管理部

監察部

二 長官官房においては、人事、会

計及び庶務に關する事務を掌る。

但し、人事に關しては、國家公務

員法(昭和二十二年法律第百二十

号)に従つて処理しなければならない。

三 管理部においては、第二條第一

項第一号から第四号まで及び第六

号に規定する事務を掌る。

四 監察部においては、第二條第一

項第五号に規定する事務を掌る。

五 前四項に定めるものの外、行政

管理廳の組織の細目について必要

な事項は、長官がこれを定める。

(職員)

第四條 行政管理廳の長は、行政管

理廳長官とし、國務大臣をもつて、

これに充てる。

二 長官は、所掌事務に關し、各行

政機關の長に對し必要な資料の提

出及び説明を求めることができる。

三 長官は、所掌事務に關し、臨時

内閣總理大臣に對し意見を上申す

ことができる。

第五條 この法律に定めるものの

外、行政管理廳に置かれる職員に

ついて、必要な事項は、政令でこ

れを定める。

附則

一 この法律は、昭和二十三年七月

一日から、これを施行する。

二 行政調査部臨時設置制(昭和二

十一年勅令第四百九十号)及び行

政監察委員會令(昭和二十二年政

令第百八十四号)は、これを廃止

する。

三 第二條第二項中「人事委員會」と

あるのは、國家公務員法附則第一

條第二項の規定に基き人事委員會

が設置されるまでは「臨時人事委

員會」と読み替へるものとする。

○船田國務大臣 行政管理廳設置法案

につきまして、その提案の理由を説明

申し上げます。

この法案に規定しております行政管

理廳は、行政機關の組織及び権限を整

序し、その人員の配置を調整し、行整

の運営方式に改善を加え、もつて國家

行政部門を能率的ならしめる目的をも

つて設置されるものであります。現

在の行政調査部の機能を充実いたしま

して、これに行政監察委員會及びその

事務局を併せて構成される新しい機關

であります。これまでのわが國におき

行政管理廳を能率的ならしめる目的をも

つて設置されるものであります。現

在の行政調査部の機能を充実いたしま

して、これに行政監察委員會及びその

事務局を併せて構成される新しい機關

であります。これまでのわが國におき

ましては、かような目的を有する機關

は存在しなかつたのであります。た

だ一昨年十月、行政調査部が設置せら

れ、続いて昨年九月、行政監察委員會

が設置せられまして、いずれも臨時の

機關としてかような目的のために活動

してきたのであります。その後の狀

況に鑑みまして、かような機關の恒久

的存在の必要が痛感せられ、ここに政

府は、この法律によつて新たに行政管

理廳を設置しまして、もつて行政運営

の能率化をはかりたいと考えるのであ

ります。

行政管理廳において所掌をいたしま

す事務のおもなるものは、第一には、

行政機關の組織及び運営その他行政制

度一般に關する基本的事項を処理し、

また各行政機關の機構、定員、運営の問

題について、調査、企画、立案及び勧告

を行うことであります。行政管理廳は

新憲法に即應する行政制度を確立し、

能率的な行政運営を確保するために、

諸外國の先例等をも参照しまして、調

査、企画的機能を發揮して、積極的に

活動しなければならぬと考えるので

あります。

第二は、各行政機關の機構の改正、

定員の増減に關する案件に對しまして

審査を行い、これについて必要な調節

を行います。

第三は、各行政機關の機構の改正、

定員の増減に關する案件に對しまして

審査を行い、これについて必要な調節

を行うこととあります。すなわち各行政機関について公平な立場からかかる調整を加える機関が存在いたしませんと、この間にいろいろと不権衡不統一を生ずるばかりでなく、全体として能率的な統一の國家行政組織の発達も期待し得なくなるのであります。かような事態を防止するためには従来大蔵省主税局及び元の内閣法制局がおのその所管行政の部門を通じて行つてきましたところに代つて行政管理局がかような機能をもつことを必要と考えるのであります。

第三は、各行政機関の行政運営状況の監察を行うこととあります。すなわち行政部門を能率的ならしめるためには、行政運営状況の實際を十分認識しておく必要があるとともに、政府の政策、方針が末端の機関にまで浸透しておるかどうかを見ることがきわめて大切であります。行政管理局におきましては、かような見地から行政運営状況の實地監察を行い、行政部門の能率化を助けたいと考えてるのであります。

次に行政管理局は総理府の外局として設置されるものであります。その事務も右に述べましたような特殊性のゆえに、長官には國務大臣をもつて充てることとしたいと思つておるのではありませんが、しかもその規模はきわめて小さな、また機構も簡素なものとしたしまして、職員も全部で百名内外のものとする考えであります。しかし他方長官は所掌事務に關しまして、各行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができることも、随時内閣總理大臣に對しまして意見を上申することができることにいた

したいと思つてあります。かような機構及び運営方法を通じて、内閣總理大臣の閣内における発言権を大ならしめ、各省及び各廳に對する統制力を強からしむることを得ると信ずるのであります。

以上で大体の説明を終りましたが、何とぞ十分御審議の上に速やかに可決せられんことをお願い申し上げます。○松原委員長 これより質疑に入ります。御質疑の方は御通告を願います。富田照君。

○富田委員 ただいま行政管理局設置の理由を拜聴いたしましたのであります。が、今行政管理局が行おうとするような仕事は当然に内閣總理大臣のやるべき仕事であり、今までも總理廳において臨時的な二つの部によつて処理されてきたように思いますが、これはやはり今のうちにいたずらに小さな官廳をたくさん殖やす、そうして機構を複雑化していくというやり方ではないに、もつと自然な姿において、總理大臣の権限内においてできる仕事でありますから、むしろ臨時的な委員会制度というよりなものでやつていく方がかえつてよくはないか、こう考えますが、この点についてお伺い申し上げます。

それからいま一つは、この行政管理局の予算が、どれほど二十三年度の予算に新しく計上されておりますか。

第三には、これに要するいわゆる官吏、公務員の数ほどのくらいで構成されておりますか、その三点をまずお伺いしたいのであります。

○前田政府委員 御質問の第一点、これはただいまお述べになりましたように、今度の行政管理局と申しますのは、従来の行政調査部及び行政監察委

員會が一体となるものであります。行政調査部につきましては、従来が調査研究機關といふことで、しかも臨時の機關といふことで設立せられて、その後實際行われてきたところが、司法のいろ／＼な機構運営の審査というやうな實際的な仕事に変わつて、官制面では與へられましたが、実は多少違つたことをやつておるといふやうな点で、早晩こういう機關に變更せんと、いろ／＼仕事をいたしていくのに不便な点があるもので、今回この法案を提出したのであります。

それから行政監察の部面につきましては、従来委員会制度でやつておりました、その実態は踏襲するつもりでございます。すなわちこの法案にありましますように、行政管理局には監察部というものが設けられるのでありますけれども、ただいま予定いたしておりますものでは、監察部に行政監察委員というものを置きまして、これは学識経験者及び官吏の中から四十名以内の人を任命いたしまして、この監察委員が主として監察を行う、實際は従来の委員会が監察を行つたその実体を踏襲していきたくと思つてあります。

第二に、行政管理局の予算であります。これは今回提出されております本予算案には五百九十餘万円が計上されております。

第三に人員でございますが、ただいま予算に計上し、予定いたしております人員は、職員をいれまして百二十人あります。そのうち官吏が五十一名と予定いたしております。これに對しまして現在の行政調査部及び行政監察委員會の兩者の定員を合しましたものは九十六名であります。

○河合委員 第三條に「行政管理局に長官官房及び左の二部を置く」とあります。管理、監察部とあります。が、監察部といふところは、どういふことをいたすのでありますか。

○前田政府委員 監察部は同條第四項に「第二條第一項第五号に規定する事務を掌る」と書いてあります。すなわち第二條の第一項第五号といふのは「各行政機関の行政運営に關する監察を行うこと」といふのであります。これがただいま申し上げましたように、實際は監察部の行政監察委員というものが置かれて、この方が監察を行うことになるのであります。

なお従来の監察の實際あるいは將來の構想等につきましては、ただいま行政監察委員會の事務局長の菊山説明員が見えまして、詳細は事務局長の方からお答えした方がよろしいと思つてあります。

○菊山政府委員 行政監察委員會は昨年の九月一日に政令をもつて設置せられたのであります。その目的といたしましては、政府職員の職務の状況を監察いたし、これを民主的、能率的に運営をいたしていくについて、その

実情はどうであるか。いかにすればその効果をあげ得るかといふことを監察いたすのが目的であつたのであります。当初は臨時の機關といたしまして六箇月をもつて一應監察を終り、その報告を提出するといふ建前であつたのであります。ところが各廳各省に設置いたされまします委員會等は、その設置の時期が少しく遅れまして、約二箇月も遅れたところもあつたのであります。そんな關係で半年で最終報告を出す予定でありましたのが、二箇月遅れまし

て、先般その最終報告書の提出を總理大臣に對していたしましたのであります。中央の各省より、その他ほとんど全國の各行政官廳にわたりました監察を遂げたのであります。この監察をいたされたのが中央行政監察委員並びに各廳各省に設置せられた委員の方々が、大いに御勉強になりました。監察をいたしたのであります。しかしながらこれは先ほど申し上げました通りに、その設置が多少遅れましたといふことと、それから六箇月の期間において相當の成績をあげるやうにといふことで、多少急ぎました關係もありまして、まず概括的の監察を遂げた程度でありまして、なおほんとうにすべての官廳の役職員が民主的、能率的にその事務を遂行していきますには相當の期間を監察を継続していくことが必要であると認めておる次第であります。

そうしてその監察の結果を政府等に報告をいたしましたことが、中間に一度いたしましたのと、それから最終報告において報告いたしましたのと、二度いたしておるのであります。それらは別途印刷物といたしまして各位に配付申し上げておるはずであります。お暇のときにはごらんおきを願ひたいと思つてあります。

○河合委員 ただいまのお話では印刷物を配付されたのであります。はなはだつかつて私ども拜見しております。それを見ればよくわかるのであります。それが、その觀察をされた結果、大体のこととよろしいのです。が、各官廳における官吏の職務ぶりは、いかかものであるまいか。大体のことを承れば結構であります。実は他の委員會の機会にも二、三日前にこれを申したのであります。が、どうも私

どもが見るところでは、一体東京における主務省の役人は一日何時間働くことが基準となつておるのであります。時間通り働いておるのであります。内部のやり方などはよくわからぬのですけれども、時間のことはよく目につくのであります。この間も申したとおりですが、省線電車も殺されるくらいの人ごみは九時を中心とした前後である。あれは各省へ勤める役人が大部分である。そうすると役所へ到着して仕事を始めるのは十時になると思ふ。各省に行つてみましたところによつても、その時間ぐらゐでなければ働いておりません。大体私は五時間ぐらゐしか働いてゐるのではなからうか。上の方はそういう時間で制限するようにはむづかしいでしょうけれども、一般の勤めておる人は見たところでは、私は五時間働いてゐない、働いて五時間、それで一体よいのでしようか。國民はこのことを直ぐ申します。官吏の数の多いこと、執務振りの実に見長なことを指摘するのであります。どうぞ監察された結果、あれでよいのでありましようか、それを伺いたいと思ひます。

○菊山政府委員 監察をいたしました結果、概して申し上げますと、最近の交通事情あるいは食糧事情等のために、役人が非常に執務が困難な状況に陥りつつあることは、事実のように認められたのであります。ことに東京その他の大都會におきます官廳に勤務いたしておられる方は、これらの困難を克服して、いわゆる民主的、能率的の新官吏道を樹立したいという意欲に燃えて勤めておられるのが、その大部分であることを認められたのであります。

す。しかしながらそのある部分におきましては、これらの交通事情、食糧事情その他の生活窮迫の事情等に制せられまして、遺憾ながら御説のごとくに、あるいは勤務時間に著しく遅れ、あるいはまたその他非常に精勤であるといふような状態のあるものも、事実であることを認めたのであります。しかしながら大勢の役人の中堅分子におきましては、これではならぬ。われわれは最善を盡してこの困難なる交通事情、あるいは食糧事情その他の事情を克服して、せむともしつばなる官吏道を樹立していかなければならぬといふ氣風の萌芽が、各方面に認められるのであります。この頼もしき氣風を助長して、これらの官吏をしてその志を遂げさせる途を、達成していかなければならぬといふことを、私も感じておる次第でございます。簡単にございしますが、一應お答えをいたしまして、また御質問がございますればお答え申し上げます。

○河合委員 そのことは、それは口実をつくれれば、どんなことでも口実がつけられるのです。イソツブの物語にも狼と子山羊の話がありますが、理屈をつけられればどんなことでもつけられる。けれどもそれを切開いて進んでいくことが、わが國の現下の情勢に最も必要だと思ふ。執務時間というのは交通の故障で遅くなるのは毎日のことではないのであります。九時前後は難詰するならば、八時から執務するというところにすれば案に來られる。働くことが裏づけられなければ、サンマー・タイムで一時間遅れたことは何の意味もなさぬ。九時に出勤という時間になつてゐるならば、八時に繰上げた交通

も非常に樂に來られるし、その代り早く退勤すればよいのであります。按配をすればどうでもできる。それは一つの口実なのです。國民はそれで承知してゐない。私たち農村に働いてゐる者は、なか／＼一日に五時間や六時間の働きではやつていけないのであります。どんなにおつしやつても今日の官吏の執務振りで、國民は満足することはない。それに／＼理屈をつけられて、そんなことでどうするか。そんな監察ならば置く必要はない。私はそう思ふのです。

○松原委員 菊山説明員がさういおいでですか、委員長からも、お尋ねしたいのですが、一体最近官廳に行つて見ますと、今の食糧事情や交通難からの遅刻などは、若干認められるといひましたけれども、もう四時になるとすでにピンポン場になり、ダンス場になり、遊び場に変つておるような感じを私たちはたび／＼見つけられるのですが、一体そんなことが許されることなのですか。公共の場所、しかも殊に官廳は特に大切な事務をとるところであります。それが吏員たちのクラブのようなことになつてよいものかどうか。綱繩の類もここから生ずるし、國民は時間一ぱいで追い掃かれて、あとばかりで遊び場になつてゐるということ、はたしてどんな目で見てゐるであろうかと思ふのですが、監察委員会ではどういふ点につきまして、どういふ御見解をおもちでありますかを、委員長からも併せて伺いたないのであります。

であります。これは一部の官吏において、確かにそういう弊害があることを監察委員会としても觀察してゐるのであります。この弊害はせむとも是正しなければならぬ。いわゆる國民の公僕として、民主的、能率的な官吏道を樹立したなければならぬといふ考えで、監察を進めておるのであります。一部にさういふふうなことがあることは、まことに嘆かわしいことでありまして、しかしながら大部分の官吏はこれらを嘆かわしきものとして、せむとこれを矯正していかなければならぬといふ志の擡頭してゐることは、これまた認めなければならぬと考えておるのであります。そこでその一部の健全なる官吏の志を遂げしめるといふことが、われわれの努めなければならぬところではなからうかと考えておる次第であります。

○菊山政府委員 先ほど役人に遅刻等が多い。また非常に執務の態度がだらけつてゐるという意味のお尋ねがあつたのであります。これは一部の官吏において、確かにそういう弊害があることを監察委員会としても觀察してゐるのであります。この弊害はせむとも是正しなければならぬ。いわゆる國民の公僕として、民主的、能率的な官吏道を樹立したなければならぬといふ考えで、監察を進めておるのであります。一部にさういふふうなことがあることは、まことに嘆かわしいことでありまして、しかしながら大部分の官吏はこれらを嘆かわしきものとして、せむとこれを矯正していかなければならぬといふ志の擡頭してゐることは、これまた認めなければならぬと考えておるのであります。そこでその一部の健全なる官吏の志を遂げしめるといふことが、われわれの努めなければならぬところではなからうかと考えておる次第であります。

と見受けておるのであります。しかしながらああいふ遊戯であります。ために、やつておりますとお書込みが終つた後までもこれを続けるという弊害があることは、い／＼な方々から指摘せられるところでありまして、私もこの弊害を是正いたしますために、各官廳に注意をいたしておるのであります。最近職員組合その他においても、非常にさういふ方面の肅正をしなければならぬという声が上がつております。お説のごとき弊害をこれ以上助長するようなことはないように、またこれを絶滅いたすようにといふことで、私も盡力をいたしたいと考えております。

○河合委員 ただいまの御答弁を私は心から満足することはできないのです。そのほかのことをちよつとお伺ひしたいのであります。実は私は兵庫縣から選出されてこちらへ参つております。兵庫縣の片田舎の一つの町村の例をあげて申しますれば、道路の改修をやりますその補助金の問題につきまして、過日ある町の町會議員が二回とも三万ずつ上京したので。初めるときは町の金を八万円もつて行き、後においては七万円もつて行つたのであります。聞いてみますと、さういふ用事でしたら私にでも言え、すぐ建設院に行つて用が済むことであるのに、前回のときは八万円の金をもつて行つた。その次は七万円よく聞いてみますと、縣廳の土木の係りの人もついてきて、それでさうして縣廳の人が東京へ行つてこれだけのみやげ物を届ける。お役人に持つていくみやげです。それは大したものでありまして。あるいはタバコとか、かさの小さい石けんとか、そ

ういうような種類のものだと察するの
であります。何かのみやげを持つて
いく。それが来ましたならば、そうい
う縣廳の役人の費用万端を、町からつ
いてきた町會議員が賄うようです。こ
れは一つの例にすぎないのであります
けれども、田舎から三人の町會議員が
やつてくるのに八万円の金を持ち、七
万円の金を持つてこなければならぬ。
それがほとんど役に立たぬのです。
私一人に手紙でも頼んでくれれば、
私が行つて話をすればすぐ解決する
ようなことが――また實際解決した
事実があるのです。どうもこういうふ
うなことが――近ごろ國會の院内も
ろんでありますが、この汽車の混雑する、ま
た東京に参りましても旅館に泊れば、
米を持つてきてそれ以外に一泊千円は
とられる。たくさんの方がやつてく
る、やつてくるのは今申ししたようなわ
けで、縣廳の役人がついてくる。その
費用も賄うのであります。これは私
目に余つた事実なのですが、これは私
どもの地方だけではない、全國相當あ
ります。そういう点は御監察なかつた
であります。か、これも何かまたあ
なたの今までおつしやつたような一つ
の理屈がつけられるのであります。こ
か、ひとつ承りたいと思ひます。

○菊山政府委員 今お述べになりました
たごとき事実が頻々として起つてつ
ある、まことに憂慮すべき事態だとい
う評判は、私もよく伺うのでありま
す。そこではたしてそういうことであ
るとすれば、まことに嘆かわしきこ
とであります。これはぜひ監察を
遂げ、この弊風を根絶いたさなければ
ならぬといふことは、監察委員会の委
員各位がすべて痛感しておられると
ころなのであります。ところがそうい
うふうのことは事実を突き止めること
が非常に困難なのであります。この
事実を突き止めて、それがはなはだし
きに至つては、潰滅事件等を構成する
疑いがあるといふことであります。す
ば、これは當然警察なり檢察廳の問題
になるのであります。また監察委員
会にいたしましても、そういうことを突
き止めますれば、これをその方面の官
憲に通じまして、肅正の責をあげてい
かなければならぬと思つてゐるのであ
ります。遺憾ながらそれらの役人の
個々に関する秘密に行われまする腐敗
の事実を一つ／＼を追うて突き止めて
いくといふところまでは、この監察委
員会の人手の關係から申しましても、
また從來の六箇月において相當の監察
を遂げようといふ計画から申しまし
ても、はなはだ困難でありましたので、
その点につきましては、遺憾ながら不
徹底の感を免れなかつたのでありま
す。今までのこの六箇月間の監察はい
わば總論のごとき監察をいたしました
で、役所の事務が非常に遅延をいた
す、あるいはまた役所の事務のとり方
がさくさく非能率である、あるいはま
た役所の役人が昔ながらの官僚的態
度でもつて執務をいたし、いわゆる民
主的な執務方法に移りきつていないとい
う方面のこの氣風を是正をいたしたい
といふところに主眼をおいたのであり
ます。しかしながらその主眼をおきま
した監察の結果は、遺憾ながら今日の
役人は、終戦後のどさくさまぎれの際
でもありましたし、まだ能率的、民主
的な官吏道を樹立するところまで至つ
ておられない。われ／＼はお互にこれ
をつとめて完成せしめなければならぬ

という段階であることを認めざるを得
ない。官界の民主的、能率的の氣風
を樹立したといふことが主眼であり
まして、これを成就したといふものに、
今お述べになりましたごとき個々の弊
風、あるいはまた個々の忌むべき非爲
等はもろろん肅正をいたさなければなら
ぬといふことであります。その
方面にも大いに力を入れたといふ考
えが、今までのところは遺憾ながら、
先ほど申したような總論的の監察に終
つておつたのであります。また實際監
察をやつて個々の非爲の摘発といふこ
とになります。ただいま警察なり檢
察廳等の非常な御協力を得つた
であります。それらの現在の監察委
員会の人手等の關係から申しまして、
徹底するについては非常に困難である
と考へられます。これらのことにつ
いてのほんとうの効果を發揮しますた
めには、全國民諸君の非常な御協力を
得なければならぬと考へております。か
ら、監察委員会としては全力を盡しま
すが、どうぞこれが全力を盡し得るこ
とく御協力をくださいますことを願
ひいたします。

○河合委員 聞いておれば聞いておる
ほど、私はばからしくてもう質問は
めようと思ふ。六箇月かかつて總論を
一つまとめるというふうなことは、官
吏の執務ぶりがはなはだ民主的にな
い、そういうことを是正しようといふ
ことをねらつておるというふうなこ
とをおつしやるのですが、一つでも
い、何か火は熱い――熱い火を握つた
事実です。何か是正されたか、発足さ
れたか、その一つの事実でもおつかみ
になつたか、それを聴きたい、理屈はあ

なたから聴かなくてもよくわかる。た
くさんの費用を使つて六箇月かかつて
て、今まだ總論をまとめたにすぎない
といふようなことは、今後のことが
私に心配になるのであります。その間
にそういう個々のことについて悪いこ
とをやつたことは調べることができぬ
といふならばそれでよろしい。そのほ
かのことで何かあなたの方でなさつた
といふ事実を教えて下さい、こういう
ことをやつたといふことを……

○菊山政府委員 先ほど私が申し述べ
ました報告書といふものは、お手許に
届いておりません。後刻お届け
をいたしますが、その報告書にも……
○松原委員長 まだ届いておりません
が……

○河合委員 報告書の中にあるならよ
ろしい、私が見ますから……。時間が
はなはだ貴重ですからそれによろし
い。報告書のことを言われるなら報告
書を読みますから……

○菊山政府委員 そのうちにまず第一
に官吏の服務規律の勵行をしなければ
ならないといふこと、また近ごろ官廳
で寄附金を募集することが頻々として
起つておるが、これらは大いに肅正し
なければならぬといふふうなこと、並
びに十箇條ほどにわたつて勸告を政府
に出しているのであります。これを一々
こころでは申し述べませんが、相當具
体的の項目について文書にしております
から、どうぞ御了承を願ひたいと思ひ
ます。

○松原委員長 委員長からも実はいろ
いろお聞きしたいことがあります。た
とえば大分縣の縣廳舎の一部が辛うじ
て新築ができがつて間もなく火を發
して、丸焼けになつてしまつた。その原

因は退廳後ピンポンをやつてストーブ
をたいた、その火の跡始末からである
といふことが新聞に傳へられておる。
そういう事實は私は相當たくさんある
のではないかと思ひますが、そういう
ことに対する何か統計とか、何かの監
察委員会としての御活動があり、ある
いは記録があるのであるか、そういう
ようなものをいただけて下さるかどう
かを伺ひたい。

○菊山政府委員 火災の頻々として起
ることにつきましては、殊に文部省関
係の監察委員会において、重点を置
いて監察いたされまして、学校における
出火の原因を調べ、その發生の状況等
も調べまして、よく注意しなければい
けないといふ勸告を文部大臣に出した
ものが、この印刷物の中で報告書とし
て記載されておるのであります。

○富田委員 第一の点は、いろいろ御
説明を拜聴いたしました。最も感じま
すことは、國家行政組織法ができた
たその根本の精神は、われ／＼がこの
審議にあらわされても、つとめて行政
の民主化、能率化、合理化といつた面
から総合して、結局簡潔なものに仕上
げていこう、こういう氣持でやつてま
いりました。が、今またこの官廳がで
ますことは、どう考へても役人本位な
物の考え方、何か役所をつくらなけ
れば氣がすまいといふ氣持が、非常
に強く感ぜられるわけでありまして、
總理大臣はその権限において、閣議もあ
り、各官廳に相當な機關をもつてお
りますから、その上にまたこうした官廳
をつくらなければならぬといふこと
は、どうも役所本位な物の考え方、
せつかく行政機構を簡潔化していこう
としますときに、いつの間にか官廳

委員会の権限内、それから法務廳は、法令の審査及び法令の見地からの種々の制度の調査ということが法務廳設置法で盛つております。また会計検査院は監察的な機能のうち会計経理という見地からの権能をもつておるのでありますして、こういうものはその所掌に属せしめないということを含めのために言つたにすぎないのであります。これがあるために行政管理廳の権能を損うものではないのであります。なお他の法令というのはさしあたりはここにありますす三機關の設置法、人事委員会につきましては國家公務員法のことを考へておりますが、今後また別の法令でこういうことは法務廳に属する、あるいは人事委員会が行うとかということが出てまいりました場合には、それをも包含する意味で他の法令という字句を使つたわけであります。さしあたりのところはそれらの三機關の設置法と御了承願ひたいのであります。ただ二項の除外例のうち前半の人事委員会に対する關係はそれを適用せず、これは明らかに新しい行政管理廳の権限の一部縮小と申しますか、一部の適用差違えはなるのであります。これは人事委員会のもちますきわめて特殊な性格、殊にその権限を独立に行使して人事行政の公平を保たなければならぬという見地から、むしろこれについては行政管理廳としての方面から制約をつけない方がよろしいという意味で、この除外例をおきました。

○辻井委員　河合君から質問された点についてもう少し簡單にお尋ねしたいと思ひますが、さきにお話の報告書は

今ここで配付を受けまして一應目を通してみますと、いづれもごく抽象的なことで、河合君から言われた通りにこの程度のことでは一般の常識になつておることであつて、六箇月間かつておさげざる必要もないような事項だと考えられますが、相互勧告というのはただこの文書を出しにたつただけであるか、もつと具体的にいろいろ不合理な点、だらしのない点を追及して、その改善を勧告せられたかどうかという点をお聴きしたいのであります。先ほど菊山さんから個々の事実は突き止めるのになかなか困難だというお話がありましたが、役人の陳情などの出張であります、これはもう役人が府縣を懐柔しごきげんとり政策のために故意に行うというしか考えられない。むしろ役人自身が役得の一つとしてほとんど必要ないような事務的な問題のために打合せとか陳情とかいうために大勢でやつてくる。はなはだしきに至つては東京にそのための宿舎を設けておる府縣さもある状態でありまして、その弊害は実にはなはだしいものがあると思ひます。こういう点を具体的に調べようと思はば、何

一般がだれてくるわけでありまして、ほとんどこれも常識になつておる。これを具体的に突き止めようと思はば、これはいつでもでき得るわけでありまして、こういう事実を追及して具体的な事実を示して、その改善を促すような勧告をされたのか、あるいは通り一片な簡単な勧告文を出しにたつただけであるか、もしそうだとすれば私も河合君と同じようにすこぶる不満足であると思ひます。もう少し具体的にこの点についてもお伺いしたいと思ひます。

○木村(榮)委員 そのことに関連しまして、私は一つの例をあげて調査の対象になるからせむこの点を発表していただきたいと思ひます。これは鳥取縣の本年度の予算を調査した結果、私の記憶では六百万円だつたと思つておりますが、あるいはその点は間違つておるかもしれぬが、とにかく何百万円かを中央の接待費という名目で計上してある。そこで鳥取縣の農民團體協議会が縣知事に面会をいたしましていろいろ交渉いたしました結果、縣知事が説明書を出しまして、これは中央の方へ請願に行くとか陳情に行くとかのみやげ代あるいは宴会代あるいは縣の方へ中央の高級の役人が出張してきたときの接待費をやむを得ぬ、この縣もこれくらいはとつておる、私の縣の方はむしろ少い方だという説明を堂々と発表したわけですね。そういう対象は現にあるわけでありまして、あなたの方の方が調査ができないとか何とかいうことは通辭であつて、現にこれは鳥取縣に、金額の点はちよつと違ふかもしれませんが、私の今の記憶では六百万円を縣の予算にはつきり組んである。こ

の問題は現に相当紛争状態を起しておりますが、特にあなたの方の方から大きな問題として取上げて、御調査になつて糾明していただきたいと思ひます。縣知事はつきりと言つておる。これはしかなかたがない、今はこういうことをやらぬと東京に出て相手してくれぬ、こういうことをはつきりと縣知事が声明しておるわけですね。その点御斟酌の上調査をお願いしたいと思ひます。

○菊山政府委員 辻井、木村両氏のお話でございまして、個々の事実を調査することは困難だと申し上げたのは、個々の事実を調査するといふ單なるそれだけの意味ではありませんが、私の申し上げましたのは個々の犯罪を調査するといふことはこの行政監察委員会においては困難だといふことを申し上げたのであります。それで役人の非違欠陥は個々の事実といふのももちろん重点をおいて調査をいたすのであります。しかしながら過去の六箇月の間にございましては、その個々の事実につきまして立ち入つて的確な証拠をあげ得るまでには至らなかつたといふことをちよつと弁解をいたしたような次第であるのであります。それから具体的にあげになりました地方の役人が東京に出張してまいりまして、それらの人たちがいろいろ金を使うといふこととあります。これも評判としては私どもはよく伺つておるのであります。しかしながら行政監察委員会が監察いたしますのは、國家の官吏の行動について監察をいたすのであります。従いまし今日この制度におきましては、遺憾ながら府縣の自治体の吏員のやつたことにつきましては、直接の対象にはいたしがないことになつておるのであります。

す。そこでこれは必ずや國の官吏のやつたことと関連をもつものであらうと考へられますから、それらの國の官吏のやつたことと関連をもつ際においてはその方面から監察を進めていくことを考へております。そういう評判はしきりに聞くのでありますし、私もも個々の事実につきましても、相當に監察の目を光らさなければならぬと考へておりますので、將來はよくそれらのお述べになりましたような事実をもといたしまして、監察を進めたいと存じます。

それからなお中央行政監察委員会報告といふものが四月の終りにできたのであります。これは當時決算委員の方々に全部配付をするようにといふ御要求がありまして、事務局の方から提出しておいたのであります。しかしながらなおお手もとにまいつておりませんならば、後刻差上げすることにいたしたいと思ひます。

○木村(榮)委員 ただいまの答弁は非常に責任を回避しておられる。鳥取縣の問題としては昨年度は大体その三分の一ぐらいを使つた。今年はインフレで物價も上つたのでそれを組んでおらなければ、それでは商賣にはならぬと言つておる。それは全部東京に出て割当をもらつたか、還元配給をよけいもらうために使つたか、縣会でも言つておるし、新聞にも説明書を出しておる。前年度は二百万円くらい東京で各所で運動費を使つたと言つておる。対象があるのだ。われ／＼の方でも調査がある。そういうことを総合的に御調査なさらぬとわからぬ。東京だけ突つてもわからぬ。鳥取縣では現にそう言つておる。一体この省でだれが

何をして何百万円使つたかといふことをお調べになれば、農林省でなんぼ、あるいは商工省でなんぼといふことは、向うに出張旅費は書いてあるから、何月何日に東京に行つたといふことはわかるわけですね。これは簡単にわかる、現に金を出して招待したと聲明しておるわけですから、何月何日に商工省の何課長を、何月何日に農林省の何課長をといふことはわかつておる。簡単にいふて、それを権限以外だとか何とかいふて、あるいはあなたの方が兄弟分の高級官吏を防衛して、臭いものに蓋をするといふことはきわめて都合なやり方だと思ひます。

○菊山政府委員 ただいま鳥取縣のお話がございまして、先ほど申しましたのは、自治体たる鳥取縣の会計その他を監察する権限をもつていないといふことを申し上げたのであります。それが政府の官吏を相手にばらまかれておるといふことであります。それはわれ／＼当然しなくちやならぬこととあります。しかし今日までその事實は、東京辺の官吏にだけばらまかれたといふことはまだ取調べておりませんが、將來大いに注意をしたいと思ひます。

○木村(榮)委員 それではわれ／＼の方からさういつた調査資料をお出しすればこつちの対象について十分御調査なさるわけですね。それでは追つてまたお出しいたします。

○河合委員 委員会は六箇月間にどれだけの費用を使つたのですか。それを承つておきたい。

○菊山政府委員 六箇月間に使つた費用は、大体三十万円程度でござい

○議員委員 ちよつと伺いますが、さつきから質問應答を聴いておると、これを調査しないとか、調査したとか言われるが、結果は一体どうなるおつもりなんですか。それを承りたい。一体現状というものについて、耳をおおつて鈴を盗むようなたくいをやつておつてもしょうがないと思うのです。一体どちらの方に前進されるおつもりか。それを承りたい。

もう一つはここに監察部があるが、その結果は一体どうなるのですか。監察部だけで握りつぶするつもりでしようか。あるいはこれをどういう方法で発見するつもりでしようか。長官の所掌事務として内閣総理大臣に対して意見を述べたことになることはあたりまえな話なんだと考えますが、これをどういうお取扱をするつもりですか。この二件について伺いたい。

なおごくこまかいことですが、第四條が少しだぶつていっているように思いますが、御考案になつたらという気がします。

○菊山政府委員 委員会の報告書は形式的に申しますと、内閣総理大臣に提出するということに相なつておるのではありません。そうしてその提出されま

したる報告書に基きまして、内閣の各主管大臣が、自分の責任においてそれぞれこれを徹底をし、その実現を期するよう努められることになつております。しかしながら実際に起きましては報告書をかためるに至りますまでの間に、委員会の委員その他の者が各省各廳に調査に参り、その際にその責任の方々とともにいろいろ研究をいたし、注意すべきは注意をし、是正すべきものは是正をいたしつづつあるのであります。

す。この結果といたしまして、たとえば認許可の非常に遅れておりますものが促進をせられたという事実は相当たくさん認められるのであります。また請負代金の支拂いの遅延がこれがために非常に早く行われるようになったという事実は顯著なものであるであります。將來とも監察の結果、これを實現すべきものは全力をあげて早く実施に移したいつもりであります。

○前田政府委員 今の議員委員の最後の質問ですが、この御質問の趣旨は第四條とほかの條文との重複の問題でございましょうか。第四條内の重複の問題でありましょうか。第四條内としてここに書いてあることは別に重複もしておるようには思いませんが、あるといたしますれば第四條と第二條の間に重複が……

○議員委員 いや、四條の中です。○前田政府委員 やはり一應こういうことを書いておきました方がはつきりいたしまして、総理大臣に対し意見を上申するということは総理の外局でありますから当然であります。二項のときはやはり一應この権限を明らかにしておいた方が仕事やり易いという意味で書きました。

○議員委員 では私の質問を少し詳しく申しますと、さつき菊山説明員の非話に、人事委員会のことについていろいろお話がありました。私はそんなことを聴いておらない。人事委員会ないし監察部は何をなさるかということをお聴きしたい。ここに人事行政管理局の中においておるとこの監察部といふものが、一体どういうように働くのか。人事委員会がどう働くかということとはわかつておりますから、そのこ

とについては別に申し上げたわけではない。お尋ねしたいのは監察部のことです。それから菊山政府委員のお答えくださいました四條の点は、「行政管理局の長は、行政管理局長官とし」というのは要らぬじやないか、ほかのものでは「一々そんなことは言つておりませんので、こんなことを丁寧に言つたのはどういふわけか」ということをお聴きしたい。それから先ほど申したように監察部の方の仕事がどこへ発展していくのか、どういふふうな結論をつけ

るのか、先ほど来いろいろ御質問になつたが、今日において各官廳方面にたくさんのお金を使つておるとは事実だと思ひます。それをよくとるのか、これはいかにないのか、どういふ方法を講ずるかといふことをお考えになつておるか伺いたい。このいかに悪いことかといふことをやつてみたつてないことではない、あることはあるのですから、そういうことをどういふふうな防止するか、あるいはできるか、できぬかといふような点を、それをほかの議員の方もお聴きになつておるのではないかと私は思ふのです。そのことについてはあまり触れず、いすれ考究するといふような御答弁であります。何かそれについて具体的に考へになつておるかどうかといふことじやないかと思ひます。

監察部といふものがその間にいて十分な働きをしなればならぬと思ふが、どういふふうにお働きになるつもりであるか、これをお聴きしたい。

○菊山政府委員 監察の結果は、関係の各省、各廳の長官に報告をいたしまして、その報告の趣旨によつて実現をはからしめるのであります。今日におきまして、先ほど申し述べましたように、

寄附金をむやみに仰せつけてはいけな

いとか、あるいは官廳の職務の官吏服務規律の勵行をしなければいけないとかいふふうの報告はいたしておるのではありません。これがために相当の効果をあげつづつあるように考へております。監察の目的は、先ほど申しましたように、官廳の民主的能率的新官吏道を樹立するのだ。その民主的能率に現在の役人が動いてゐるかどうか。またこれを阻むものがあるかどうかといふことを監察いたしまして、その阻むところを取除き、新しき官吏道を樹立するようになつていこう、それが目的なのでございませう。その実行の衝にあたりますものは、それ／＼の行政官の長官がその衝にあつていく、その長官に対してそういう報告の趣旨が行われるようにこちらから仕向けていく、こういうわけなのでございませう。

○議員委員 どうも私の申し上げておること少し食い違つておるところがあります。だから報告をなさるのですか。長官ですか、國務大臣ですか。どちらの方からなさるのでしようか。それとも管理部の部長のような關係の方からでもするのですか。どうも大体において國務大臣の方から言わなければいかぬと思ひますが、それに

ついてどういふ手続をしておるか、その内容などについてお聴きしておるのではあります。

○菊山政府委員 報告は長官からすることになつております。それから意見は總理大臣に上申することになつております。

○議員委員 今の長官から報告がで

きるといふことはどこにありましようか。

○菊山政府委員 必要なる報告を行うという事になつております。

○前田政府委員 ただいまの最後の御質問であります。第二條の第三号に報告を行うという権限が與えられております。それから先ほどの御質問のありました「行政管理局の長は行政管理局長官として」との字句は要らぬじやないか、これは國家行政組織法が施行になりますればおそろく廳の長は長官という字句がはいりますので、不要になると思ひますが、まだ施行前でありま

○議員委員 どうも長引いてはなはだ恐縮ですが、御説のように、二條の三号によると報告権を認めておりますが、そうするとこれは管理部のの方に移して、管理部の方からでも長官に話を

○前田政府委員 監察のことにつきまして、監察部から長官の方に意見がまゐりまして、長官から報告する。もつともこの二條の三號の報告は管理部の方の権限に属します事項の報告もあり得るわけでありませう。

○河合委員 まだ質問はたくさんあると思ひます。こういう調子でしたら、ほかに急ぐこともありますからこれはこのくらいで、続行するにしても、今日は打切つたらどうですか。

○松原委員長 それではこれは続行することにして、一應ここで質問を打ち

るといふことについて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。それでは行政管理局設置法案に関する質問は、本日はこれで打ち切りまして、なお続けて行くことにいたします。

○松原委員長 お諮りいたします、本日の日程に掲載されております厚生省官制の一部を改正する法律案につきましては、昨日すでに大體質疑を打切つてありますので、本日は各党の御態度も決定いたしましたことと思ひます。従つてこの際厚生省官制の一部を改正する法律案、内閣提出百七十六号を議題となし討論に付します。

○中曾根委員 本件についてはこの際討論を省略してただちに採決いたされんことを望みます。右動議を提出いたします。

○松原委員長 中曾根君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。原案に賛成の諸君は御起立を願います。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り全会一致可決確定いたしました。

○松原委員長 この際お諮りいたします。國土委員会の方から建設省の法案につきまして連合審査をいたしたいという申出があります。これは國土委員会の方では久しい間建設省の設置といふことを研究いたしておるもので、ぜひこの際一度意見を申し述べたい、か

ような熱心なお申込みであります。日にもありませんから、いろいろ相談いたしました。たつての希望でありますから明後月曜日の午後一時から連合審査を開きたいという先方の申出に應ずることに御異議ありませんか。

○中曾根委員 國會の日程を考えますと日数もございせんので、この前経落査察廳の法案を審議いたしましたとき、司法委員会からの合同審査の申出がありまして、問題が複雑であつたためずいぶん審議が遅延いたしました。建設省の問題については國土委員会との合同審査は明後日のたゞ一回限りとして私は賛成いたします。

○松原委員長 たゞ一回限りとしてこれを承諾するということについて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 それではさうに決定いたします。國土委員会との連合審査会は来る二十八日月曜日の午後一時から開催いたします。暫時休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩

午後一時三十三分開議

○松原委員長 これより休憩前に引続き開会いたします。

御承知の通り本委員会が審議中の経落査察廳法案は、審議懇談を重ねること十数回で、すでに質疑應答も詳細にわたつて出盡し、現在修正の段階になつておりますが、その後司法委員会からのお申出もありまして、連合審査の結果に基づき案文の作成その他種々司法委員会側の御意見も承り、また理事諸君の御盡力によりまして、各方面との折衝も続けてまいつたような次第でこ

ざいます。昨日はまだ銀治司法委員からの修正点に対するお話もございまして、この点につきましてもとくと御協議、御懇談を重ねたような次第でございます。よつて本日はその結末を得たいと存する次第でございます。

この際中曾根君より修正案が提出いたされております。この修正理由につきまして発言を許します。中曾根君。

○中曾根委員 議題となつております経落査察廳法に対する修正案を申し上げます。

まず第一、タイトル、経落査察廳といふのは経落調査廳と改めたいと思ひます。以下法文の内部において査察あるいは査察官という言葉はすべて調査ないし調査官とかえます。

それからこの法律各條中二項以上にわたるものについては、各項の文章が始まる最初の文字の上に一字をあげ、それ／＼その項を表示する算用数字を加える。

第一條第二項本文を次のように改める。

中央経落査察廳は、國民経済の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物價（賃金を除く）に関する経済統制を円滑に実施することとを目的として左の事務を掌る。

同條同項第三号乃至第六号を順次一号ずつ繰り下げ、第七号を第三号とし、次のように改める。

三 行政機關の行つた経済法令に関する経済施策の実施に対する監督に關する事項

第二條中「局長二人及び部長一人」を及び部長三人に改める。

第三條第一項中「監査局、査察局を」を「監査部、査察部」に、同條第二項中

「各局部を各部に改める。

第四條第一項中「経落安定期本部總務長官たる」を除き、同條第四項中「局長及び部長」を「部長に、局長又は部」を「部」に改める。

第十三條第二項中「第一條第二項第一号乃至第六号及び第八号」を「第一條第二項第一号第二号第四号乃至第八号」に改める。

第十七條を削る。

第十八條を第十七條とし、同條中「第一條第二項第一号乃至第六号及び第八号」を「第一條第二項第一号第二号第四号乃至第八号」に改める。

第十九條を第十八條とし、同條中「五千人」を「三千五百人」に改める。

第二十條を第十九條とし次の一項を加える。

3 経済調査官は、上官の命を受け、第一條第二項各号の事務を掌る。

第二十一條を第二十條とし、同條第四項乃至第六項を次のように改める。

4 経済調査官は、第一項の許可状を他の経済調査官に交付して、調査をさせることができる。

5 経済調査官は、第一項の許可状に基づき調査をするときは、許可状の執行に従ひ且つ差押及び身体についての搜索をする所轄の警察官又は警察吏員を同行しなければならぬ。

6 経済調査官は、第一項の許可状に基づく調査をすることができ、が、差押及び身体についての搜索は、警察官又は警察吏員に限りこれをすることができ、

第二十五條を第二十四條とし、同條第一項中「逮捕をさせることができる。」を「逮捕を求めることができる。」に改め、第二項中「第二十一條を第二十條」に改める。

第二十六條を第二十五條とし、同條第一項中「第二十二條を」を「第二十一條に、第二十五條を」を「前條に、第二十一條を」に改める。

第二十七條を第二十六條とし、以下第二十九條まで順次一條ずつ繰り上げる。

第三十條を第二十九條とし、同條中「第二十一條を」を「第二十條に、第二十五條を」を「第二十四條に改める。

第三十一條を第三十條とする。

第三十二條を第三十一條とし、同條中「第一條第二項第四号」を「第一條第二項第五号」に改める。

第三十三條を第三十二條とし、同條中「第一條第二項第六号」を「第一條第二項第七号」に改める。

第三十四條を第三十三條とし、同條中「第一條第二項第七号」を「第一條第二項第三号」に改める。

第三十五條を第三十四條とし、同條第一項中「経済統制の勵行を確保するため」を「経済統制を円滑に実施するため」に改める。

第三十六條を第三十五條とし、第三十七條を第三十六條とする。

第三十八條を第三十七條とし、同條第一項中「六月一日」を「七月一日」に、同條第一号中「五人」を「四人」に、同條第三号中「局長及び部長」を「部長」に、同條第七号中「十一人」を「八人」に改め、同條第九号を削る。

第三十九條を第三十八條とし、第四十條を第三十九條とする。

以上であります、條文調整その他については、まだ粗漏があるかもしれませんが、削除になったもの以下は順次繰上げ、その他各條の内容において、右に相應する條文の調整を行うことにしたいと思ひます。

○松原委員長 これより經濟警察廳法案を議題として討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。松本一郎君。

○松本(一)委員 ただいま提案され、議題となつております經濟警察廳法案であります。先ほど中曾根委員より修正案の御提示がありました、私もこの案を仔細に吟味いたしました結果、先ほどの程度の修正案では遺憾ながら賛成したいのであります。先日來本案審議にあたりまして、委員長初め委員各位が連日熱心に御審議くださりましたことは、非常に感謝いたしております。しかしわが國の國民經濟、生活すべてに影響する画期的な新しい試みの法律案でありまして、これが制定、実施されるといふことは、國民生活、經濟すべてに重大な影響を及ぼすものと私は考えるのであります。この法案の審議にあたりましては、われわれは國民代表として、よく忠実なる義務を遂行する上から、さらに慎重に慎重を期して審議しなければならぬと思ひますが、先ほど提案になられた修正案程度では國民の意思に副うことは遺憾ながらできない。さらに大幅の大修正を加えるか、もしくはあらためて本案の提案のし直しをして、内容を根本的に修正して出すというだけの政府に決意がありますならば、そのときわれわれもあらためて審議をいたしたい、かように考えます。

今日わが國の經濟が、すべてのものは國內で自給自足できないということ、敗戦の結果遺憾千万と考へなければなりません。従つてアメリカ初め諸外國から物的援助をいただいております。この御好意に對しましては、私も満腔の感謝の意をささげるものであります。従つて國內にすべてのものを努めて増産しこれを供出配給等適正なる流通秩序の確立をはかるということに最善の努力を拂うべきことは、政府を初めわれわれとともに協力一致するところにおいてはささかとも答とするところはあります。経済も、経済と違反がどうして生ずるかという根源をわれわれは一應突きとめて、しかりして後取締によつてどれだけの成果が期待し得られるかという結論を見出して立法化されなければならぬ。かように考えるのである。しかるときにやみの生ずる原因の一つとしては、敗戦の結果わが國の國土は非常に狭められた。天然資源は乏しい。人口は八千万も越えるほどの密度である。乏しきものをお互いに公平に分け合うことができればいいけれども、終戦以來國民の道義心は頗る低下してきております。配給だけでは足りないもので、つい心ならずもやみで賄つて日々の生活を営まなければならぬといふ人も多数に上つてゐる。

今日わが國の經濟が、すべてのものは國內で自給自足できないということ、敗戦の結果遺憾千万と考へなければなりません。従つてアメリカ初め諸外國から物的援助をいただいております。この御好意に對しましては、私も満腔の感謝の意をささげるものであります。従つて國內にすべてのものを努めて増産しこれを供出配給等適正なる流通秩序の確立をはかるということに最善の努力を拂うべきことは、政府を初めわれわれとともに協力一致するところにおいてはささかとも答とするところはあります。経済も、経済と違反がどうして生ずるかという根源をわれわれは一應突きとめて、しかりして後取締によつてどれだけの成果が期待し得られるかという結論を見出して立法化されなければならぬ。かように考えるのである。しかるときにやみの生ずる原因の一つとしては、敗戦の結果わが國の國土は非常に狭められた。天然資源は乏しい。人口は八千万も越えるほどの密度である。乏しきものをお互いに公平に分け合うことができればいいけれども、終戦以來國民の道義心は頗る低下してきております。配給だけでは足りないもので、つい心ならずもやみで賄つて日々の生活を営まなければならぬといふ人も多数に上つてゐる。

いうことなども、しばしば言明された通りである。しかるに依然としてやみが横行しておつて、今日かようなときに、國民の自由と權利を拘束するような、新憲法の精神にもあるいは相反するような立法をせなければならぬといふことは、片山前首相が言われたことを裏づけるだけの具体的な方策を講じられておらなかつたといふことなども考へられるのであります。労働組合が、たとえば國鉄、あるいは通運会社、またはトラック、その他これらにたずさわる人が、眞に心から協力する、しかりしてこれを裏づける何物かがあつたならば、あるいはやみはもつと早く、ある程度の撲滅はできておつたのではなかつたかと思ふのであります。が、抽象論的な、これまでもお説はたびたび聴きましたけれども、具体的に適當な手が打たれておらなかつたといふことは断言してはばからぬと思ふのであります。つきましてはわが國の經濟が適正なる供出配給で國民生活が営まれておらぬといふことから考へる点と、さらにいま一つは、かような經濟警察を一段と強化するがとき警察官を全國に派遣するといふやうなことになる結果、よつて生ずる現象は、あるいはすべての物の生産、すなわち林業、あるいは農業、商業、工業、漁業等の増産しなければならぬものが、むしろ減産をするといふやうな變うべき現象を來しはしないか、インフレーションの前提條件としては、流通秩序の確立もその一つではあるけれども、根本は積極的に物を増産することである。物を増産させるためには、これら生産面にたずさわる人々が、心から氣持よく愉快に勤勞精神を發揮して助力さ

せる政治方式をとるよりほかに途がない。たゞ權力によつて屈服服従せしむることによつて物の増産ができるなどと考えたら大きな誤りである。私はまずかように考へるのであります。それと今日やみは今なお途絶えず横行しておる。しかしそのうち大口やみは、新聞紙上でも連日傳へらるること、業者と官吏と結託して行われておる傾向が多分にあるのであります。たとえば昭和電工の日野原社長事件のごとく、またはさきの運輸次官の疑獄事件のごとく、または商工省の肥料課長のごとく、その他枚挙にいとまがない。そこで經濟警察官を設置し、畢竟するにこれは官使、すなわち役人である。わが國の官吏、役人が新憲法第十五條の精神に則つて、眞に國民全体の奉仕者なりといふやうな考へをもたれる人々が多数あるならば結構であります。遺憾ながら現実にはさうな人はごく少数である。大多数の人は道義觀念非常に低下し、汚辱、汚職行為が多いのであります。こういうときに警察官を増員して全國に派遣してみまして、増員するところその警察官がまたぞろ業者と結託して、さらにやみを高めるの結果になりはしないか、このことを第一私はおそれるのであります。

第二に心配いたしますことは、わが國の現狀は官吏亡國とまで言われるほど公務員の数が殖えたことは御承知の通りである。昨年春公園を設置し、あるいは石炭國家管理その他役人の殖えの制度、施設は多々行われておりますが、昨年十二月におきまして、國民百人に對して役人は十六人であつた。今日におきましてはおそらく二十人に

もなん／＼とするのではなからうかと思ひます。アメリカにおきましては國民百人に七人の役人で賄つておるのに、なせ日本だけがこの役人を殖やさなければならぬのか。従つて國民の負担はますます過重の度を増すばかりであります。昨年度千三百五十億円の税所得は、本年予算を見ますれば約二千六百億、その他事業基金等合わせ約四千億の諸税収入を見込まなければわが國が賄えぬ。これすなわち國民の全部の人にかかる大きな負担でありまして、殊に生産面に携わる人々は、今やまさに血税をしばられて苛斂誅求に悩んでおるのであります。國民の税負担もすでに最高限度に達してゐる。もしこれ以上を國費を費消することを考へて國民の負担を重くせんか、おそれ國民からはどう／＼たる怨聲のみならず、遂には徳川時代あるいは明治初年に見られたやうな、暴動となつて現われぬとも限らぬのであります。さうな点から考へて、今またここに三千五百人の警察官を設置するといふことは、その俸給あるいはあちらこちら歩行旅費等を見積りしましたならば莫大な金額に上り、予算面では七億円にもなつておりますが、六、三制の學校の補助あるいは公共事業費等ことごとく國民の意思に副わぬ、ほど少額であるときに、こういうことに莫大な巨費を費消して、それだけの効果があるかどうかといふことに私も大に疑問をもつものであります。結局これがねらいはやみの撲滅にありましようが、大口やみはさき申しましたやうな業者と官吏と結託して裏から逃げる。ひつかかるものは小口のやみである。すなわち東京の食生活を補わんが

ために、心ならずもリユックサツクを背負つて買出しに行かなければならぬというやうな人々を、終いには対象にしてしまふのではないか。本日承りますに埼玉縣の持田駅の助役が報告したところによりますと、先日來一日に一万貫の生馬鈴薯が、やみ屋の手から東京に運ばれたというのである。これらのものを、かような査察官を派遣して監視せられることによつて、なくすことはできるかもしれないが、ことさらこういふものを設けずとも、電鉄、國鉄の従業員に何らかの方法をもつて、具体的にさういふものをなくする適切な手段を講ずれば、國費を使わずとも成果をあげ得られるのではないか。その具体的方法については、私も一つの計画はもち合わせておりますが、時間の關係でさういふは發表いたしません。さういふことを考えますとき、究極の目的と得た結果とは正反對のものとなる。先般わが國に御來渡願いましたドレーパー御使館の報告書を拜見いたしました、わが日本の統制経済も徐々に解除して、重要産業はしかたがないが、その他のものはなるべく寛大にして自由経済に復歸し、將來の日本を自由なる民主國家にするという、日本人にとりましてはありがたい御報告を受けたのであります。しかるにその矢先、今自由をます／＼拘束し、統制をあたかも強化するがごとき、こういう法案を審議しなければならぬといふことは、非常に私どもは遺憾にたえないのであります。さういふことはあるまいとは思いますが、あるいは私どもの卑見かは知りませんが、私ども、戦時中は軍人は自分たちの意思を貫徹するためには、天皇陛下の御名を

よくお使い申し上げたのである。今日は國民のためにという名のもとに關係方面に名を借りて、法律を彈丸として自分たちの權力を拡充するがために、國民を攻撃するがごとき法律、政令をしば／＼見受けることを、非常に遺憾に思ふものである。眞にやみをなくしようという精神に政府並びに國民が立つたならば、まず第一になさねばならぬことは、政府は總理大臣初め各大臣、また府縣におきましては知事あるいは市町村長、ひいては／＼すなわち國民の指導者たるべき者は、身をもつて実践垂範して、しかして後國民に教え、また國民を指導すべきものではないか。みずから行わずして國民に臨み、これを強いることは大きな間違ではないか。おそろく國民は納得がいくまいと私どもは考えるのである。この見地に立つて考えますとき、まずやみをなくするならば、指導者みずからが実践垂範すること、これが先決問題である。しかるにわが國の指導層の人々の行動やいかに。この國會においても不当財産取引調査委員会において論議されておるごとく、まず／＼國民思想の悪化と頹廢を招來するのではないか。かように私は考えるのであります。一片の法律によらずして政府が誠意を披瀝して、國民に納得のいく方向を身をもつて実践垂範指示することよりほかに途がない。なお足らざるところを取締りの強化によつて補つていくことを設置して全國に派遣します場合には、地方には地方警察、國家警察並びに檢察廳、裁判所あるいは府縣という行政官廳等がありまして、これらの人

人もおの／＼みなやみ撲滅、流通秩序確立には眞剣になつて努力しておるものである。昨年警察制度が變りまして、地方警察と國家警察にわかれた。それ以後やみがますます／＼激増して横行しておるかと思ふ。私どもは決して決してしからず、むしろ最近は大人口のやみが、終戦直後當時よりもだん／＼減少を來しておるのであります。ことに隠匿物資の摘発ということになりますと、もうすでに隠匿物資は大方隠れてなくなつてしまつておる。処理落になつておる。すなわちこれからの取締りは、新しくできたものを公平に供出配分するというところにあるのでありまして、戦事中並びに終戦以來実施しなかつたやうなこういう法律を、終戦後すでに三年になつた今日、しかも自由なる氣持で國民が勤勞精神を發揮して立上らなければならぬこの大事なときに、またさういふ權力によつて國民を拘束圧迫せんとするがごとき弊害に、往々にして陥りやすいこの法律を今つくすることは非常に危険である、こう私は思うのであります。すなわちこの衡に當る査察官なるものが、憲法精神と、よく今日の日本の時代感覚をもち、國民公僕の精神に徹した人があるならばよろしいが、悲しいことにはさういふ人は少いのではないかと思ふのであります。終戦後三年の今日になつてかやうな法律をつくるのが、すでに逆行である。同時にこの法実施によつて、善用されればよろしいが、一歩誤らんか農、商、工、林業、漁業のすべての生産を減退せしめて、角をためんとして牛を殺すの結果を招くのではないかと私は思うのであります。おそろく私の考えと八千万國民皆同様で

ある。しかしわが國を完全な社会主義國家とし、社会化された警察國家とするという考えを持たれる人はこれまた別である。もし本法実施後一歩これを誤つて施行せんか、あたかもソ連のゲー・ペー・ウーに類すべき経済秘密警察とも言うやうな結果を招くのではないか。殊に最近公務員の中に共產主義的思想をもつ人が多分に殖えてきております。このときにもしかういふ制度を設けることによつて、あるいは惡意にこれを行使されたならば、わが日本の経済を根底から破壊し、日本をして共產主義化するおそれが多分にあるのではないか。実に危険なるはこの法律であると私どもは考えるのであります。いづれの角度からいかに検討いたしましたとしても、この原案なり、あるいは修正案なりではよき結果をもたらすよりも、むしろ弊害の方が大なるものと、私どもは痛感いたします。國民代表としてこの國會の議席に出ております以上は、その責任と義務の重大性に鑑み、あと郷里へ歸つて、私どもを自分たちの代表として民主政治確立のために派遣してくださつた有権者各位に合致する面目が奈辺にありや、かやうなことを考えますとき、私どもは國民に心から得心のいく法律制度を設けた。い。しからざれば職を辭して一國民に下るだけである。これだけの信念と覚悟をもつて私どもはこの國會にまかり出ているのであります。またこの考え方に立つてこそ、國民もわれ／＼を信頼してくださるのではないかと考えますので、何とぞこの問題は政党政派といふことを超越して——私ども野党であるがために、ことさらなる反

對をするものでは断じてない。各位も御了承くださいまして、一應この原案なるものは先ほどの修正案に止めず、一歩退いて靜かに考え、かつ慎重審議し直して改めて政府をして提案せしめ、またわれ／＼國會から起案、立案、提案する、いづれかの方法をもつて間違ひのない流通秩序の確立をはかりたいと私は考えるものであります。何とぞ皆様方の御了承、御賛成をたまわりたくお願いを申し上げます。○戸叶委員 私はいまだ議題とされております経済査察廳の法案に對しまして、いくらか要望を申添えながら社會黨を代表して賛成の意見を申述べたいと思ひます。この法案は先般委員長がおつしやいましたように、非常に長い間多くの人々によつて論議せられたのであります。それはなぜかと申しますならば、この法案が出されることによつて、この法案の意圖しているところとはむしろ反對に、すなわち取締り國家、あるいは警察國家となると、さういふ感じが興えられたからであります。さういふふうには解明せられまして、ただいま松本委員も反對されたように私は拜聴いたしました。しかしこの法案の意圖するところはむしろやみをなくして住みよい國とすることでありませう。従つてなぜやみが行われなければならないかといふやうな原因を調べ、防衛し、教育し、犯罪人を出さないようにするのが目的であるといふこと、あるいはまた生産の増強をするためにどこに隘路があるかといふやうなことを調査するといふやうにたゞいま修正したと私は解明いたしております。また政府におきまして、さういふ点をいくたびか強調しておられ

ますがゆえに法の運営の場合におきましては、この趣旨を逸脱しないように注意していただきたいと思います。思うのであります。そういうふうなことをいいたしたならば、先ほど御心配になりましたような、明日の食糧の食糧に困つて、わずかの食糧を都合したリゴックサツクを背負つていつた婦人を取締るようなことは決してなさらないであらうと私は信ずるものでございます。大體経済を法律で取締るといふようなことはなか／＼できるものではありませぬ。従つてその運営こそ最も大切であると思ひます。そのためには先ほど松本委員が御指摘になりましたように、調査官になる人は十分に注意をしていかなければならないと思ひます。第一に公正でなければならぬと思ひます。また血も涙もある人であるければなりません。物資の不足しておる今日におきまして、ある程度の必需品の統制はやむを得ないと思ひます。でも、官僚統制の弊害が到る所に見られます。今日におきまして、もしもこの査察官の冷酷な、あるいは不正な行爲が行われたら、それはたゞならぬ、一般の憎悪の的となる以外の何ものでもないと思ひます。従つて調査官になる人を選挙するにあつては、くれ／＼もその点に注意をしていただきたいと思います。また同時に私もいいたしまして要望したいことは、衣食住の経済生活の面におきましては婦人が非常に關係が深いものであります。しかも比較的婦人は責任觀念に強く、公正なる人が多いと思ひますから、査察官の中には相當数有能な婦人をぜひ入れていただきたいと思ひます。また聞

くところによりますと、東京都ではこのたび配給調査委員会を設けまして、公團の配給の不備な点をいろいろ調査し、是正していくという制度を設けられたといふことであります。こういうふうなことをいまして、配給が円滑化されてやみがなくなつていくといふことはまことに喜ばしいものであります。ところが、そうした煩わしい機關をあちこちに設けないでも、この査察官でそれらのことを全部やられるといふところまでいっていただきたいといふことを私は望みます。また同時にやみの取締りというものは國民の協力を必要とするものでありますから、民意を十分に聴き入れて、これを實際の運営において反映していくような機構を次の機会にぜひ加えていただきたいと思ひます。次第であります。そしてこの法案の本来の目的であるところのやみのない平和國家、文化國家を建設するといふような方向に向つて、この法案を過ちなく運営していただきたいといふことを私はひたすら要望いたします。先ほど今までの内閣においてやみを取締るような具體的な手は何も打つてないといふようなことを御指摘になりましたが、この法案によつてこそ第一の具體的な手としてぜひとも成功していただきたいと思ひます。どうぞこの法案の運営にあたりましては十分にお氣をつけたいといふことを、重ねて要望いたします。私の賛成の意見にかへたいと思ひます。

○中曾根委員 私は民主党を代表いたしまして、修正案並びに修正案を除く原案に対して賛成の意を表するものであります。賛成の理由はただいま戸叶委員が申されました通りでありまして、人口の數に比例して物資の少い日本では、どうしても統制経済をやつていかなくてはならない。特に外國から援助を受けるような國においては、そういう配慮は欠くべからざるものであらうと思ふのであります。その点から自治警察と國家地方警察の分離に伴つて、その間隙を埋めるためにできましてこの経済調査廳というものがあつた。これは置かるべき理由があると思ふのであります。ただし、この際今までの／＼質疑の点で申し上げましたうちの要点をもう一回政府に申し上げて、強く御要望したいと思ふのであります。

その第一は統制の撤廃の問題であります。統制をやめるのはいいけれども、政府の能力には限界があるといふことを政府自身が知らなければならぬ。あらゆる方面に手を延ばすといふことは何もやらないことである。こういうことも考えられるのであります。現在の統制の状態をみると、まさにその感があるものであります。従つて不要の統制あるいは不合理な統制は、この際この法案が実施される以前に、少くとも勇断をもつて徹底的に撤廃していただきたい。また不合理な手続やその他は改廃していただきたい。そうして簡素になつた部分について強力にこの調査廳が動いて國民経済の安定をはかるようにしていただきたい。これが第一であります。

第二は、この調査廳の発足によつて約三千五百人の調査官及びその他の職員、職員が採用されると思ふのであります。この官廳の特殊な性格に鑑みまして、人員の採用については格別の御配慮をお願いしたい。予算についてはわれ／＼は削減する意思はないのであります。五千人のときよりもさらに待遇はよくなるだらうと思ふのであります。要点はそういう人を選ぶかといふことであります。この点については栗栖安本長官も経済調査官となるべき者は、春の官である、冬の官ではないのだ、そういうことをはつきり申されましたけれども、そういう温情溢るるしかも合理性に富んだ人を選びたいと思ふのであります。この経済調査廳をして実施するよう御配慮願ひたいと思ふのであります。これがこの経済調査廳の成否を決する重大な点であります。

第三は、経済調査の重点の問題であります。われ／＼が修正いたしましたように、第七号にあつたものを第三号にもつていつたといふことは、これは官廳の責任追及といふことを重視するからであります。連配欠配にしてみても、これは統制手続の不円滑にしてみても、特に不円滑な統制手続があるがゆゑに物價が高いといふ面もあるものであります。インフレの原因の一端は官吏にあるわけでありまして、こういう官廳の責任に對しては徹底的の糾弾をして、國民の心をやらねばならぬといふことを御願ひ願ひいたします。國民の経済生活を調査する部分において、小さなものがあるいはかわいそうなもの、そういうものをあまり追究しないといふことはもちろんであります。すが、それ以上に官廳の不合理なものに對しては徹底的にやつていただきたい。それと同時に數府縣にまたがるような大きなやみに對しては、これも徹底的にやつていただきたい。七億の予算がかかつても百億の成果が上れば九十

えるわけでありす。そこで現在の世相を見ますと、たとえばこの間の新聞によれば、警視廳が募集いたしました六千人の警察官のうち、千人近いものが不良のようなものである。中には窃盗犯まで相当おつたというのが現在の状況なのであります。こういう状況下に於いて、一方においては、年度の國會において、政府は警察官等職務執行法のような恐るべき悪法をやらうとしておる。しかも今度のこの調査廳法案によれば、第三十一條などを見ると、調査廳の長が警察に実力の発動を求め、いろいろの問題を取上げていく。出かけて行きますところの警察官は窃盗犯人に近いようなものや、不良青年がおるといつたような不合理な時代に、官吏の親玉をたくさんこしらえて、かつては軍万端の時代には軍の威光を借りて、軍人のやることであつたならば、何でも有無を言わせないかつたというような方向を、今度は軍人がなくなつた代りに、安本を中心としたしつた官僚が大きな行政官以上の権利を眞向からふりかざして、一般のまじめな國民大衆に臨んでくる。しかもその間において司法的な仕事をいたしますような警察官というものは、さつき申し上げましたような現状である。この腐敗墮落した警察官や、その腐敗墮落した警察官を取込んで、今度はそれ以上に墮落いたしました高級官僚が大きなやみ屋や大きな不勞所得をやりまふところの者と結託いたしました、こゝでいろいろのことをやられては、國をあげて恐怖政治の時代に変つていくという危険性が多分にあると思うのであります。そこで關係方面におきまして、この調査廳の――當時は査察廳といふ

名前だつたのですが、この査察廳といふものはどこまでも經濟警察的なものであつてはならないといふことを再三再四強調されました。警察力を使うような印象を國民一般に與えてもらつては困る。どこまでもこれは調査が主体であつて、徹底的調査をして國民にほんとうのことをわからせ、そうして流通秩序その他を確立していくというよゝなお話で、また安本の説明によつてもさうであつたわけでありす。ところが驚くべきことには、第四章に至つて当初私が質問したときには、いやこれは外から出たものを諷刺したそのまゝのものであるというやうな御答弁があつた、驚くべきことであります。その後字句の点などは修正になつておりますが、先ほど民自黨を代表して松本委員の言われましたやうに、無能な安本を中心とする高級官僚が、特殊な力を背景にして、國民に對し有無を言わさずやつていく、しかも政府、輿論側におるときは反對意見を、この法案によつて圧迫し、今度は逆に反對意見が政權をつたうときには敵討ちをやつていく危険もあると思う。根本的な問題を解決する方法ではなく、ただ未精的なはれもの表面だけをかきまぜて、本もとをほんとうにやろうとしないところにある大きな問題がある。

そこで今まで質問の場合に、いろいろ討論に近いことをたくさん申し上げておりますから、あまり長く申し上げる必要はないと思ひますが、簡単に反對の点を申し上げますと、經濟調査に名をかりて、安本を中心とする官僚独裁の強化をねらつておる。これは最初經濟安定本部長官が査察廳の長官になつたとはいふ規定されてあつたが、今の修正でそれだけはなくなつておるが、ねらいはそこにあることはつきりしてゐる。第二番目には行政官が司法官としての特殊な職務をやるやうな点が、非常にうまくカムフラージされております。警察の増員は國際的にできない状態にあるから、名前をかえて警察的なものを増員してゐる。これはかつて特高警察が果しておつた役割をおる面において果そうとするねらいが明らかである。これは條項をこらんにすれば権限の問題ではつきりしてゐると思う。本法によつて、各縣に割り当てられる供出を一方的に圧迫、干渉する根拠が生れてくると思う。それは食糧管理法が取締りの対象になつておるか、はつきりしてゐると思う。そういうわけでございすから、この官僚統制といふものがいよいよ強化されまして、官僚と結託いたしました大やみ業者はうまく逃れますが、一般の善良な國民は非常に困難な状況に追ひこまれて、恐怖的な觀念に日夜追ひこまれてしまふ、かように考えます。そこでたびたび問題になつたやうに、いや經濟警察のやうなことはやらないのだ、やらないのだと言ふその裏では、すぐ、いや列車集團的なものは、こゝやるとか、あるいはその他の場合はこゝやるとか、問題がややこしくなるとすぐその方向へ行く。警察的なことはやらな

いと言ひながら、すぐ警察的なことに答弁が變つてくる。だから名前はいかに調査廳であつても、これはむしろ經濟警察廳といふのがほんとうの姿である。またさういふ機能を發揮するであらうことは當然だと思ふ。私が今申し述べましたことがほんとうかうそかといふことは、先ほど中曾根委員が言われ

れましたやうに、この査察廳が発足していろいろな仕事をやり出すと、どんな実績を上げるかあるいは上げないか、また方向がどんなふうになるかといふことはよくわかるわけです。私らといたしましては、願わくは今私が申し上げたやうな方向へ向わなくて、法案は不備といへども、實際やる人間が公正無私なものであつて、ほんとうに國民のためになるやうな方向へ奮勵されますことを、この案には反對いたしますが、でき上つた以上はやむを得ませんから、せめてでき上つたものが國民のほんとうの期待に副うやうに運営されることを希望いたします。もし万一その方向へ向わない場合は、おそれるべきやみ屋が、今よりまだ深刻化してきて、經濟は混亂し、そして惡質のやみ屋がもつと巧妙な經濟攪亂をやるであらうといふことをおそれますから、願わくは正しい方向へ向うことを懇願いたしまして反對の理由といたします。

○松原委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。原案に對しましては、中曾根委員から先に申し述べられた通りの主張協定の修正案が提出されております。この修正部分を切り離して採決いたします。すなわち中曾根君提出の修正案に賛成の諸君は御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○松原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決確定いたしました。

次にただいまの修正部分を除く原案につき採決いたします。修正部分を除いたる原案に賛成の諸君は御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○松原委員長 起立多数。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。

午後二時三十五分散會

〔參照〕

厚生省官制の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、最近における衛生行政の進展に伴い、厚生省官制の一部を改正し、第一に、藥務局を新設して、医薬品その他医療資材に関する藥事行政の強化を図らうとするものである。第二に、保健所法の全面的改正によつて保健所の性格が予防行政第一線の行政機關となつた点に鑑み、これに関する事務を公衆保健局から予防局に移し、第三に、公衆保健局の名稱を公衆衛生局と改め、水道、下水道、汚物清掃の事務は公衆衛生行政の一環として行わしめるため、これを予防局から公衆衛生局に移すとするものである。

二、議案の可決理由

前述の事情に鑑み、厚生省官制の一部を改正する必要を認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十六日

決算委員長 松原 一彦

衆議院議長松岡駒吉殿

經濟査察廳法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号に掲載〕